

# 訪問看護ステーション かがやき 重要事項説明書

医療法人 勤誠会 「訪問看護ステーション かがやき」(以下「ステーション」という)は、利用者に対して、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護事業」という)を提供します。以下、ステーションの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂いたい事項について、ご説明いたします。

## 1. 事業者の概要

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人 勤誠会                 |
| (2) 所在地 | 〒683-0015 鳥取県米子市日原 319-1 |
| (3) TEL | 0859-26-1611             |
| (4) FAX | 0859-26-0801             |
| (5) 代表者 | 福村 文雄                    |

## 2. 事業所(訪問看護ステーション)の概要

- |         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| (1) 名称  | 訪問看護ステーション かがやき                  |
| (2) 所在地 | 〒683-0015 鳥取県米子市日原 319-1 (米子病院内) |
| (3) TEL | 0859-26-1613                     |
| (4) FAX | 0859-26-1614                     |
| (5) 管理者 | 小松原 美由紀 (看護師)                    |

## 3. 訪問看護事業の目的

ステーションが行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、准看護師等(以下「看護職員等」という。)が、要介護者、要支援者又は精神疾患患者(以下、「要介護者等」という。)に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とします。

## 4. 運営方針

### (1) 訪問看護事業の運営方針

- ① ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図るとともに、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### (2) 指定介護予防訪問看護事業の運営方針

- ① ステーションの看護職員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生

活動機能の維持または向上を目指します。

- ② 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 5. 訪問看護事業の営業日及び営業時間

- (1) 営業日：月曜日から金曜日  
(ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。)
- (2) 営業時間：8時30分から17時00分
- (3) 提供日：営業日と同様とします。
- (4) 提供時間：9時30分から16時00分

## 6. 通常の訪問看護事業の実施地域

実施地域は、米子市、境港市、安来市、南部町、伯耆町、大山町、江府町、日野町、日南町、日吉津村の区域とします。

## 7. 職員の職種、員数及び職務内容

- (1) 管理者：1名（看護職員と兼務）  
ステーションの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該ステーションの従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行います。さらに、看護業務を兼務します。
- (2) 看護師：6名  
ステーションの利用申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、利用者及びその家族からの相談に応じ、訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画書・報告書の作成、関係機関との連絡調整等を行い、利用者及びその家族に説明を行います。また、指示書に基づき訪問看護等を行います。

## 8. 訪問看護事業の内容

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 精神科領域疾患の患者及びご家族の看護・支援
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) リハビリテーション
- (8) その他医師の指示による医療処置

## 9. 利用料及びその他の費用

- (1) 訪問看護事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、又は3割の額とします。詳細は料金表のとおりとします。
- (2) 訪問看護事業を提供した場合の利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として支払いを受けるものとします。第6項「通常の事業の実施地域」に規定の実施地

域を越えて行う訪問看護事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収します。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収します。

通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分 1 キロメートルあたり 60 円

※ただし、距離計算方法は直線距離ではなく、妥当と思われる実際の移動距離とします。

- (3) 前項の費用を支払い受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けます。
- (4) 利用者の都合で訪問看護事業を受けることが困難な場合は、前営業日の 17 時までに事務所へ連絡し、振替利用の日程を調整することを原則とします。なお、やむを得ず利用をキャンセルする場合であっても、キャンセル料等は発生しません。
- (5) 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付します。
- (6) 法定代理受領事業に該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。（⇒保険適用外サービスを提供した場合）

## 10. 緊急時等における対応方法

- (1) 看護職員等は訪問看護事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。
- (2) ステーションは、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 訪問看護事業を実施中に、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

## 11. 苦情処理

- (1) ステーションは、自らが提供した訪問看護事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応します。
  - 窓口担当者：小松原 美由紀  
営業時間内に当ステーション（TEL：0859-26-1613）までご連絡下さい。
- (2) お住まいの区役所窓口においても苦情申し立てが可能です。

## 12. 提供する訪問看護事業の第三者評価の実施状況

- (1) 実施有無：実施無し

## 13. 事故発生時の対応

ステーションは、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 14. 個人情報の保護

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係者事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

## 15. 非常時・災害時等の対応方法

地震・風雪水害等の自然災害発生、また警報などが発令された際、訪問看護事業の提供を一時的に中止する場合があります。その場合はステーションからご連絡します。

2021年10月22日 第一版  
2024年6月1日 第二版  
2025年4月1日 第三版

### 【医療保険】 訪問看護ステーション「かがやき」 利用料金表

・利用料の自己負担は加入保険や公費などにより負担割合が異なり、症状やご希望等により加算が生じる場合があります。

#### 基本料金

基本療養費(I)			管理療養費	利用料金(円/回)	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
初日(月の1回目)	30分未満	¥4,250	¥7,670	¥11,920	¥1,192	¥2,384	¥3,576
	30分以上	¥5,550	¥7,670	¥13,220	¥1,322	¥2,644	¥3,966
2・3日目	30分未満	¥4,250	¥3,000	¥7,250	¥725	¥1,450	¥2,175
	30分以上	¥5,550	¥3,000	¥8,550	¥855	¥1,710	¥2,565
4日目以降	30分未満	¥5,100	¥3,000	¥8,100	¥810	¥1,620	¥2,430
	30分以上	¥6,550	¥3,000	¥9,550	¥955	¥1,910	¥2,865
基本療養費(III)(同一建物居住者に同一日2人まで)			管理療養費	利用料金(円/回)	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
初日(月の1回目)	30分未満	¥4,250	¥7,670	¥11,920	¥1,192	¥2,384	¥3,576
	30分以上	¥5,550	¥7,670	¥13,220	¥1,322	¥2,644	¥3,966
2・3日目	30分未満	¥4,250	¥3,000	¥7,250	¥725	¥1,450	¥2,175
	30分以上	¥5,550	¥3,000	¥8,550	¥855	¥1,710	¥2,565
4日目以降	30分未満	¥5,100	¥3,000	¥8,100	¥810	¥1,620	¥2,430
	30分以上	¥6,550	¥3,000	¥9,550	¥955	¥1,910	¥2,865
基本療養費(III)(同一建物居住者に同一日3人以上)			管理療養費	利用料金(円/回)	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
初日(月の1回目)	30分未満	¥2,130	¥7,670	¥9,800	¥980	¥1,960	¥2,940
	30分以上	¥2,780	¥7,670	¥10,450	¥1,045	¥2,090	¥3,135
2・3日目	30分未満	¥2,130	¥3,000	¥5,130	¥513	¥1,026	¥1,539
	30分以上	¥2,780	¥3,000	¥5,780	¥578	¥1,156	¥1,734
4日目以降	30分未満	¥2,550	¥3,000	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	30分以上	¥3,280	¥3,000	¥6,280	¥628	¥1,256	¥1,884
基本療養費(IV) ※1			—	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550

※1 対象者は、入院中に主治医より一時的に外泊を認められている利用者様に対し、入院中1回に限り、算定します。

#### 基本療養費加算

		利用料金(円/回)	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
複数名精神科訪問看護 加算※2 (看護師・作業療法士と 同時)	1日につき1回	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	1日につき2回	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
	1日につき3回以上	¥14,500	¥1,450	¥2,900	¥4,350
複数名精神科訪問看護	1日につき1回	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140

加算※2 (准看護師と同時)	1日につき2回	¥7,600	¥760	¥1,520	¥2,280
	1日につき3回以上	¥12,400	¥1,240	¥2,480	¥3,720
複数名精神科訪問看護加算※2 (看護補助者・精神保健福祉士と同時)	1日につき1回	¥3,000	¥300	¥600	¥900
精神科複数回訪問加算 ※2	1日2回	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	1日3回以上	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400

※2 同一建物居住者に同一日に3人以上訪問する場合は下記料金表を参照ください。

		利用料金(円/回)	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
複数名精神科訪問看護加算 (看護師・作業療法士と同時)	1日につき1回	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
	1日につき2回	¥8,100	¥810	¥1,620	¥2,430
	1日につき3回以上	¥13,000	¥1,300	¥2,600	¥3,900
複数名精神科訪問看護加算※2 (准看護師と同時)	1日につき1回	¥3,400	¥340	¥680	¥1,020
	1日につき2回	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
	1日につき3回以上	¥11,200	¥1,120	¥2,240	¥3,360
複数名精神科訪問看護加算 (看護補助者・精神保健福祉士と同時)	1日につき1回	¥2,700	¥270	¥540	¥810
精神科複数回訪問加算	1日2回	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
	1日3回以上	¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160

### 管理療養費加算など

		利用料金(円/回)	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
退院時共同指導加算	入院中に1回/がん末期等は2回	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
特別管理指導加算	特別管理加算対象者の初回訪問時に加算	¥2,000	¥200	¥400	¥600
退院支援指導加算	退院時の翌日以降の初回訪問時に加算	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
在宅患者連携指導加算	月1回	¥3,000	¥300	¥600	¥900

訪問看護情報提供療養費1~3	それぞれ月1回	¥1,500	¥150	¥300	¥450
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	¥50	¥5	¥10	¥15
訪問看護ベースアップ評価料	月1回	¥780	¥78	¥156	¥234

※ 情報提供療養費は、3種(1:市町村及び都道府県、保健所等/2:保育所、幼稚園、義務教育諸学校/3:保険医療機関等)があります。

### 保険適用外料金

			利用料金(税別)
交通費	通常の事業の実施地域を超えた場合、通常の事業の実施地域に戻ってくるまでの往復の距離		¥60 / 1 km